

令和7年度 自動運転移動サービス社会実装推進業務（その2）

仕様書

1 業務名

令和7年度 自動運転移動サービス社会実装推進業務（その2）

2 履行期間

契約締結の日から令和8年3月16日

3 履行場所

沖縄県多良間島等

4 業務目的

本業務は、高齢化・過疎化が進む地域において、高齢者等の移動支援、地域の活動支援を目的とした持続可能な公共交通サービスを低廉かつシンプルな自動運転により実現することを目的とする。その実現に向け、令和7年度は、現行法令での許認可の適用範囲を確認整理し、規制緩和の手法や実現に向けた関係機関等協議を行うことにより、財政規模の小さな島においても成り立つ公共交通の「自動運転技術導入により誰もが安心して住み続けられるしまづくりモデル（仮称）」の構築に役立て、県内離島・過疎地域への展開に繋げる。

※「低廉かつシンプル」とは、地元自治体・住民の協力（自動運転車両の運行経路には駐車しない、自動運転車両を優先する等のルールづくりと順守）により、自動運転車両に追い越し等ができる高度な自動運転制御ではなくシンプルなものにする。運行委託は行わず、地元自治体自ら運行し、監視や簡単なトラブル等に対応。

5 業務内容

(1) 計画準備

契約後、速やかに業務実施体制を整え、第1回打ち合わせに先立ち、業務全般を見通し、業務の要点を確認し、業務計画書を作成する。

(2) 現状把握及び県内外事例等の整理・分析

規制緩和に向けて、県内外での事例や既存資料、別業務で確認した規制等の関係法令等の整理を行う。

(3) 関係機関協議

沖縄県が進めている低廉でシンプルな自動運転サービス導入に必要な規制緩和に向けて、(2)で整理した関係法令等について関係機関と協議を行い、規制緩和の手法について確認整理等を行うとともに、スケジュール案を作成する。

- (4) 規制緩和のモデル検討の実施
県内外での事例や関係機関協議を踏まえ、多良間島を対象に、規制緩和に向けて課題整理等のうえ、モデルケースを検討する。
- (5) 規制緩和に向けた実施計画の作成及び実施準備等
多良間島での規制緩和に向け、各法令等に係る関係機関と協議を行いながら申請書案等資料を含む実施計画を作成する。また、必要に応じて各関係機関への手続きを準備又は実施する。
- (6) 報告書等作成
取組内容や検討結果を取りまとめの上、業務報告書（概要版を含む）を作成する。
- (7) 打ち合わせ協議
毎月1回以上の打ち合わせ（対面、Web等）を行う。

【企画提案を求める事項①】

規制緩和の手法や各関係法令等における課題整理の方法、またこれらを踏まえたモデルケースの検討方法、及び関係法令等が分析された実現的な実施計画書の作成方法に関する技術提案を求める。

6 業務スケジュール

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
計画準備			◀▶							
県内外事例の整理分析			◀────────────────▶							
関係機関協議			◀────────────────▶							
規制緩和モデル検討					◀────────────────▶					
規制緩和に向けた実施計画作成及び実施準備等							◀────────────────▶			
報告書作成									◀▶	
打ち合わせ			◀──▶							

※別業務：令和7年度自動運転移動サービス社会実装推進業務（その1）

令和7年度 自動運転導入効果検証（事前検証）等業務

7 成果品

- (1) 報告書（A4版）：1部
(2) 電子媒体：1部

- (3) 全ての支出の収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類の写し（これを満たさない経費は支払額の対象外となる可能性があります）：1部
- (4) その他担当職員から指示のあったもの：1式

8 積算について

(1) 経費の区分

ア 直接人件費

イ 直接経費（謝金、旅費、需用費、役務費、使用料、その他必要経費）

ウ 一般管理費＝（人件費＋事業費）×10/100以内

(2) 直接経費として計上できない経費

業務内容に照らして当然備えるべき機器・備品等

9 著作権等

委託業務に係る成果品（調査等において収集した資料等を含む）は、沖縄県企画部交通政策課に帰属する。ただし、委託業務にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任及び費用を持って処理するものとする。

また、沖縄県企画部交通政策課の許可を受けずに、委託業務に係る成果品を他に公表、貸与、使用してはならない。

10 再委託の制限等

(1) 一括再委託の禁止

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、以下に定める「契約の主たる部分」については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

<契約の主たる部分>

ア 契約金額のうち、調査分析業務等に係る経費

イ 企画、管理、指導監督などの統括的かつ根幹的な業務

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の公募参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることができない。

(3) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業

務」業務を第三者に委任し、又は請負わせるときは、この限りではない。

＜その他、簡易な業務＞

ア 資料の収集・整理

イ 複写・印刷・製本

ウ 原稿・データの入力及び集計

エ その他、上記以外に容易かつ簡易な業務がある場合は、県と別途協議を行った業務

11 他業務との連携について

沖縄県企画部交通政策課の指示に基づき、関連する業務と相互に連携し遂行すること。

12 その他

- (1) 本仕様書に記載の無い事項で、業務の実施にあたり、必要となる事項については、沖縄県企画部交通政策課及び受託者で協議の上、決定する。
- (2) 本事業の実施にあたり統括責任者を置くこととし、業務委託契約締結後速やかに氏名及び役職等を報告すること。
- (3) 本業務を円滑に遂行するため、必要に応じ、県及び関係機関との打ち合わせ協議を実施する（WEBでも可）場合、打ち合わせの内容は認識共有のため議事録を作成し、県の確認を得ること。